

第105回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成29年 1月27日（金）13:00～14:45

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第95号の答申「家計調査の変更について」
- (2) 諮問第97号の答申「毎月勤労統計調査の変更について」
- (3) 諮問第98号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (4) 諮問第101号「労働力調査の変更について」
- (5) 統計委員会専門委員の発令等について
- (6) 部会の審議状況について

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第105回統計委員会を開催いたします。

本日は、関根委員、永瀬委員が御欠席です。

また本日は、来年度、総務省に入省する内定者の方が傍聴されていると思います。内定者、手を挙げて。

よろしくお願ひします。どうぞ、座ってください。

なお、総務省の事務局に人事異動がありましたので、御紹介いたします。統計委員会担当室の永島次長です。

○永島総務省統計委員会担当室次長 永島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が3件、諮問が1件、部会報告が1件あります。議事の1で「家計調査の変更について」の答申を、議事の2で「毎月勤労統計調査の変更について」の答申を、議事の3で「経済産業省生産動態統計調査の変更について」の答申を取りまとめていただく予定です。資料はそれぞれ、資料1、資料2、資料3です。次に、議事の4で「労働力調査の変更について」の諮問がなされる予定です。資料は、資料4になります。次の議事の5は「統計委員会専門委員の発令等について」ですが、資料5、資料6に沿って、本日の諮問を審議するために必要な専門委員の発令の説明、部会に所属する専門委員の指名を行います。その後、議事の6で、現在、部会において御審議いただいている「医療施設調査及び患者調査の変更」について報告があります。資料は、資料7、資料8になります。私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、人口・社会統計部会において審議されておりました諮問第95号「家計調査の変更」の答申案につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明をお願いします。

○白波瀬委員

それでは、家計調査の答申案について報告させていただきます。資料1を御覧ください。資料は、答申案と部会長メモなどをまとめてホチキス止めしているものと、一番下に「答申案の概要」の1枚紙の2種類が準備されております。説明は基本的に「答申案の概要」に沿って行いますので、答申案等の資料は適宜、御参照をお願いいたします。なお、本調査につきましては、10月の諮問以来、5回にわたりまして部会を開催し、時間をかけて幅広く、かつ慎重に審議をいたしました。そして、12月19日に開催した第5回の部会におきまして答申案について審議し、方向性について合意が得られたことから、文案を調整した後、統計委員会運営規則に基づき、書面による審議を行いまして、最終的な答申案を取りまとめた次第でございます。

それでは、資料1の参考資料4の「答申案の概要」に沿いまして、答申案の内容を報告いたします。時間が限られておりますので、答申案のうち、意見を付した部分を中心に説明させていただきます。

まず、一番上に記載されております(1)の「ア 家計簿の様式変更」についてです。こちらについては、現金以外の決済手段の多様化に対応したものであり、報告者の負担軽減及び正確な記入の確保に資するものとともに、調査員による記入指導業務の軽減も期待されることから、「適当」と整理しております。なお、12月の統計委員会でも報告して

おりますが、ポイントの取扱いについては慎重に確認を行い、現状としては、妥当と考えております。ただし、黒塗りの四角のところに記載しておりますとおり、電子マネーや各種ポイントによる収支と配偶者の収入については、正確な把握を確保する観点から家計簿の記入マニュアル等に例示や注意書きを入れるなど、丁寧な対応に努める必要があることを指摘しております。これを受けて、「今後の課題（１）」にありますとおり、電子マネーや各種ポイントによる収支の把握については、引き続き、報告負担の軽減に向けた検討及び調査を実施するに当たっての丁寧な説明を求めています。

次に、「イ 新旧家計簿の並行使用」についてです。今回、家計簿の様式を大幅に変更する計画であることから、平成 30 年の 1 年間は、調査対象世帯の半数に変更後の新しい家計簿、残りの半分に現行の家計簿を使用することが計画されております。これについては、調査結果の確実な接続に有効と考えられることから「適当」と整理しております。ただし、並行使用に伴いまして、現場への配慮及び利用者への情報提供の充実について指摘し、「今後の課題（２）」にも掲げております。

続いて「（３）オンライン調査の導入」についてです。こちらは、公的統計基本計画に沿ったものであるとともに、報告者及び調査員の負担軽減に資することから、「適当」と整理されました。ただし、都道府県や統計調査員といった現場の負担への配慮と、回答状況への影響の検証について指摘し、「今後の課題（３）」にも掲げております。

続いて「（４）２人以上の世帯の抽出区分の変更」についてです。こちらは、母集団の構成を考慮した標本抽出に資することから「適当」と整理されました。ただし、最終的な調査対象に何らかのバイアスが生じていないか検証し、その検証結果の情報提供が必要であることを指摘するとともに、「今後の課題（４）」において、調査回答が得られなかった世帯の発生に伴う調査結果への影響を把握できる環境整備について求めています。答申案については以上でございます。

次に、部会長メモについてです。今回の部会審議では、家計調査そのものの変更計画について審議するとともに、昨年度の統計法施行状況審議に示された様々な方向性への取組についても広く審議いたしました。そして、今から御説明します 2 点につきまして、部会長メモとして整理いたしました。ホチキス止めしている資料の、答申案の次にあります参考資料 1 を御覧ください。では、読み上げさせていただきます。

1、調査票回収状況に関する情報共有と有効活用。公的統計の調査方法として、オンライン調査は、幅広い年齢層から回収を確保し、報告者の回答負担を少なくする観点から、導入が奨励される場所である。その一方で、調査員調査は、報告者にとって身近で正確かつ確実なデータ把握が可能という点で引き続き重要である。その場合、統計調査員の習熟度や能力が報告者の協力の程度にも大きく影響することは想像に難くない。そこで、報告者との具体的なやりとり、訪問回数、不在等により面接できなかった世帯数など、統計調査員が調査現場で得る情報について、蓄積・共有することが極めて重要となる。このような基礎情報は、調査現場の高齢化が進む中、次の世代を担う若手の調査員の資質向上やノウハウの継承の意味からも極めて有益である。さらに、この情報は、バイアス等の除去に向けた調査回答の結果を解釈する際に役立てることができる。については、経常的な調査

員調査を中心に、調査への協力に至らなかった基礎情報を体系的に蓄積する方策を検討するとともに、それらの情報を積極的に活用することが望まれる。

2、統計法施行状況審議において示された方向性への取組状況について。今回の家計調査の変更に係る部会審議では、調査環境の変化を背景に、将来にわたる調査実行性に配慮した調査方法・調査項目についても議論された。その中で、本調査を利活用する際の留意点も見えてきた。例えば、景気指標として家計調査を活用することの限界である。本調査は、家計の実態を把握するため、一定期間、家計の消費行動をモニターすることが主たる目的であり、世界的にもユニークな調査である。その一方で、本調査を景気指標として活用することの限界が改めて確認された。要するに、家計調査それ自身としての目的や方法、特徴を正しく理解し、本調査の強みをいかして利活用することがいかに重要であるかが議論された。このような議論は、政府の基幹統計を俯瞰的に位置付けることに通じる重要な意味を持つ。例えば、家計消費に関する統計の改善に向けた重要な取組の一つとして、現在進行中の総務大臣主宰「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」の議論についても、統計委員会として情報を共有、確認し、適宜検討すべきと考える。平成29年1月27日、人口・社会統計部会長、白波瀬佐和子。

なお、最後になりましたけれども、本部会の議論におきましては、御専門の立場から、河井、関根両委員にも参加していただきました。両委員の御参加によりまして掘り下げた議論ができたこと、この場を借りて感謝申し上げます。私からの説明は以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、答申案の御説明についての御質問あるいは御意見等がございますか。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。本日、丁寧な答申案をまとめていただきまして、ありがとうございます。

部会長メモについて一言申し上げます。1点目の「調査票回収状況に関する情報共有と有効活用」というところで、統計調査員の習熟度や能力が極めて必要であるということ踏まえて、ちょうど、このコメントの真ん中辺りに、「調査現場の高齢化が進む中、次の世代を担う若手の統計調査員の資質向上やノウハウの継承の意味からも極めて有益である」とあります。実際に調査の現場におりまして、高齢化というのは2つの意味があります。調査対象者がやはり長寿化しているということ、また統計調査に携わる統計調査員も相対的に高齢化の傾向があるということです。これは、長寿化のことを考えますと、決して悪いことではない好ましいことですけれども、しかし一方で、配慮が必要であるということで、今回このような留意点について部会長メモが出されることは、他の統計調査にも共通することがございまして、極めて有意義だと思います。是非、こうしたポイントについて、「次の世代を担う若手の統計調査員の」というところにアンダーラインをして、私たちが人材育成等についても提案をしていければと思います。どうもありがとうございます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。

今の清原委員の点は非常に重要で、特に横断的に考えなければいけないということは全くそのとおりで、ただ横断的に考えた場合も、特に家計調査がいわば根幹になっていますので、ここをまずきちんとするというところで、ここに書いたことは、言うは易いのですけれど、どうやって実現するか、しかもそれをデータベース化するかというのは、ものすごく難しい問題がありますので、これはもう一度、こちらの方で引き取って、そして具体化の方策というのを考えていかなければいけないと考えております。ほかにございませんでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りします。「家計調査の変更」についての本委員会の答申は資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、資料1によって総務大臣に対して答申します。人口・社会統計部会に所属されている委員の方々、そして、今回の審議において機動的に参加して下さった委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

次に、サービス統計・企業統計部会において審議されておりました諮問第97号「毎月勤労統計調査の変更」の答申案につきまして、サービス統計・企業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いします。

○西郷委員 それでは毎月勤労統計調査の答申案について報告します。資料の番号は2番になりますけれども、御説明は、資料2の参考資料4という概要がございますので、そちらに基づいてさせていただきます。

まず、審議の経過について報告させていただきますけれども、本調査につきましては、昨年の11月18日に統計委員会に諮問された後、11月24日、それから12月15日に部会を開いて、今年に入りまして、もう一度、3回目の部会を1月12日に開催いたしまして、その3回目の部会で答申案をまとめるに至りました。

それでは答申案の内容ですけれども、先ほど申しましたように、資料2の参考資料4「答申案の概要」に沿って説明いたします。前回の統計委員会の際に中間報告という形で報告した内容も入っておりますけれども、おおよそ、この「答申案の概要」に沿って説明させていただきます。

まずは大きい項目の「調査の変更」、これが諮問の内容の目玉であったわけですが、一番大きいところは、最初のアの①のところに書いてあるローテーション・サンプリングの導入。毎年3分の1ずつ入れ替えるという形にする。それで、この大きな方向に関しましては、統計法施行状況審議で示された取組の方向に沿ったものですので、部会として「適当」と判断させていただきました。ただし、ローテーション・サンプリングへ移行する期間が、システム等の関係で複雑に見えるようになっているわけですが、一度こちらの委員会でも報告させていただきましたとおり、概要を1枚めくっていただきますと、別紙の図1というふうに、少し複雑に見える。その過程で、一部の事業所には追加的に、1年ないし2年延長して回答をお願いするというような対応が求められますので、脱落の増加の可能性が高い。そのことから、3回目の部会でももう一度、脱落の抑制や脱落

が生じた場合の補充についてきちんと対応するというを確認いたしまして、その確認を経て、このような形での移行を、やむなしという形で整理いたしました。

次のイの「ローテーション・サンプリングの導入に伴う賃金・労働時間指数への対応」ということですが、こちらは調査変更そのものの内容とは違うのですけれども、そもそもローテーション・サンプリングがなぜ導入されたかという点、いわゆるサンプルの入替えによる断層に対応するというのが元々の変更の理由であったわけなので、それは賃金指数や労働時間指数への影響、特に移行期間中の接続の方法ということについて時間をかけて議論いたしました。まずは、ローテーション・サンプリングが導入された後の話なのですけれども、それに関しましては、統計法施行状況審議において推奨されている方法、すなわち、また1枚めくっていただいて、別紙の図2の右側の方ですけれども、「今後」と書かれているところですが、そのまま接続するというような説明をしておりますけれども、特にギャップ等が生じたとしても特別な措置はせずに、そのままつなぐという形で指数を接続する。この点に関しては、特に大きな議論はなかったわけなのですが、その別紙の下の図3のところ、経過措置のときに、つまり名簿も入れ替わるし、ローテーション・サンプリングに移行していく、サンプリングのやり方も変わる。その時にどのようにして指数を接続するかということに関して少し議論がございまして、最初の案では、別紙の図3の左側に書かれているような、先ほどの、右上の、図2の右側の「今後」というので書いてある方法と少し違うやり方というのが提案されていた。これは、先ほど言いましたように、名簿も変わっているし、サンプルの在り方というのも変わっているということから、移行期間に関しては違う接続方法があってもいいのではないかということから、そのような案が出されたわけですが、最終的には、先ほどの図2の右側で示したのと同じやり方で、移行期間中の指数も接続するという形になりました。これによって、サンプルの入替えに伴うギャップというのが少し大きくなるという気持ちはあるのですけれども、それに関しましては、十分な情報提供を行うことをもってこれに対応するというので、部会では「適当」と判断いたしました。

また1ページ目の方に戻っていただいて、継続指数です。ローテーション・サンプリングが導入されるわけですが、元々標本にある事業所だけを使って、継続事業所だけを使って指数を発表する。それも、統計法施行状況審議における結論を踏まえた対応ということになるので、部会としては「適当」と判断いたしました。ただし、いわゆる本系列の指数というのと継続指数というのが両方とも示されるような形になりますので、両者の関係等を示す基本統計量を開示するなど、十分な情報提供をするということをもって、こちらも「適当」と部会では決着いたしました。以上がローテーション・サンプリングの導入に伴う議論で、ここが今回の議論で一番大きかったところです。

それと関連いたしまして、事業所母集団データベースの利用ということで、こちらは政府全体の統計が事業所母集団データベースを母集団名簿とするということで方法が決まっているわけなので、「適当」と整理いたしましたが、これと関連して、後で部会長メモの方で、この事業所母集団データベースについては1点だけ言及させていただきます。

次に（３）の常用労働者の定義の変更ということなのですが、こちらも政府全体のガイドライン、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」に沿ったものなので、定義の変更は「適当」とすると。ただし、定義の変更に伴って、特に賃金の指数についてどのぐらいの影響があるのかということに関しては、十分な情報提供を行うことが必要であるというようなことをもって、全体として「適当」と整理いたしました。

次に、統計調査員の活用範囲の拡大ということも、今までよりもオプションが増えるということから、部会として「適当」と判断しております。

５番目に、（５）で、調査票情報の保存期間の変更ということで、従来、全国調査に関しては永年保存ではなかったのですが、これを電磁的記録媒体について永年保存とする。ここは全然、争点にはならなかったのですが、少し議論があったのが、地方調査の調査票情報の記録期間というのは、今、３年ということになっているのですが、これをそもそも本省の方で一括して管理するという方が望ましいのではないかと。それに当たって、永久保存という形で、ずっと二次利用に備えて、本省で一括して管理することが望ましいのではないかと議論がありました。これに関しては、現時点では検討は進んでいないのですが、「今後の課題」という形でまとめさせていただきました。

最後のオンライン調査の推進に関しましては、そちらの概要の方に書いてありますとおり、「適当」と判断させていただきました。

以上で答申案そのものの説明というのは終わりなのですが、先ほど申しました部会長メモが、資料２の答申案の次のところ、通し番号のページで言うと７ページ目のところがございますので、そちらを御覧ください。少し、読んでもよいのですが、かいつまんで言うと、先ほど、事業所母集団データベースを母集団名簿として毎月勤労統計調査も使うというふうに変更するということがあったのですが、その際、官公営の事業所に関しては、現時点では更新の期間というのが５年に１回となっております。毎月勤労統計調査は毎月やるわけですから、それを毎年にすることができないかというような議論があったのですが、総務省統計局の方で御検討いただいて、前向きに対応していただけるということから、このことは事業所母集団データベースに関するものだったので、諮問とは直接は関係なかったのですが、公的統計全体として非常に重要な点なので、部会長メモとしてこのような形でまとめました。私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、答申案の御説明について御質問あるいは御意見等ございますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。今回、ローテーション・サンプリングの導入という大きな変更、それからまた部会長メモの方では官公営事業所のアップデートのことについてまで、幅広く、またきめ細かくカバーしていただきまして、本当にありがとうございました。かなり大変な対応だと思いますが、厚生労働省あるいは部会に携わられた部会長はじめ皆様の御苦勞に御礼を申し上げたいと思います。

その上で、全体として私は全くこの趣旨に賛成なのですが、１点だけ少し気になっていることがありますので、少し注釈的に、この答申の解釈みたいな観点から、念のため私の

理解を申し上げたいと思っております。もし理解が間違っていたら御指摘いただけたらと思います。

ローテーション・サンプリングをやっていくのは意外と難しいところがあると思います。答申案の1ページ目のところに図がございます。これに、Aグループ、Bグループ、Cグループと3つあるのですが、実は、Aグループを抽出したときの母集団情報と、Bグループを抽出したとき、Cグループを抽出したときの母集団情報というのは少しずつ変わってくるはずなのです。そうすると、Aグループの中に後から時間の経過とともに標本の調査対象を追加するというのは現実には難しいでしょうから、Aグループは少し古い母集団、Bグループが少し新しくなって、Cグループが最新というようなことになろうかと思うのですが、こうなってきましたと、推計の仕方あるいは結果の公表の際の補助情報の提供の仕方というのは結構、難しくなるのではないかと思います。ですから、今申し上げたように、A、B、Cでそれぞれ、もとの母集団情報である事業所・企業母集団フレームの方が少しずつ新しくなっていくということがありますので、その部分を是非、結果を公表するときには、分かりやすく説明資料の中に入れていただきたいというのが私の感じたところですが、多分、そのような、若干の時点のずれが起こっているのだらうと思うのですが、そのような理解で間違っていないでしょうか。

○西郷委員 御指摘ありがとうございます。川崎委員の御理解のとおりでありまして、恐らく毎月勤労統計調査だけではなくて、ほかの統計調査でも生じていること、すなわち母集団そのものと母集団名簿との差というのは、いつも開いているものです。そのギャップをどうやって埋めていったらよいかということなので、恐らくほかの統計調査でも、頻繁にというか常態的に生じていることだと思います。ただ、私も統計調査の勉強を教科書的にはやっておりますけれど、母集団情報がこういうふうにどんどん変わっていくときに、その母集団そのものの姿を推計しつつそれを統計調査の推計にどうやっていかしていくのかというのは、理論的なレベルでもなかなか、まだあまりお話を聞いたことがなくて、調査技術に関して、統計委員会の中で話し合う機会があれば、そういうところも詰めていければと思います。お答えになっているかどうか分かりませんが、毎月勤労統計調査に関してはそういうことです。

○西村委員長 どうもありがとうございました。少し今の点は本質的な問題で、難しい。つまり、我々は母集団というのは変わらないということを前提にいろいろなことをやっているわけですが、実際には母集団は変わっていくわけです。そうすると、一時点で見たものと、それから多時点で見るときに、例えば母集団の間のダイナミクスみたいなものを考えなければいけないという話になってきますから、それを見越して全体としてどうなるかという話になって、多分これはきちんと理論的に考えなければいけない。母集団がどういうふうに変っていくかのトランジションのマトリックスみたいなのを考えたり、そういう話をしなければいけなくなってきた、少しここではできないような話になると思いますので、それについてもまた、今回を含めて、新しい要素がいっぱい入ってきますので、それを含めて統計改革の一環として考えていかなければいけないことだと思います。そういうふうにとめておきたいと思っています。

それでは、ほかにございますか。

もしよろしければ、答申案についてお諮りしたいと思います。「毎月勤労統計調査の変更」についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料2によって総務大臣に対して答申します。サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の方々、そして、今回の審議において機動的に参加して下さった委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

次に、産業統計部会において審議されておりました諮問第98号「経済産業省生産動態統計調査の変更」の答申案につきまして、産業統計部会長の川崎部会長から御説明をお願いいたします。

○川崎委員 それでは御説明させていただきます。資料3を御覧ください。ほかのこれまでの2つの答申案と同様に、資料3という本体と、その後ろに参考資料1、2、3、4と4つほど付いております。御説明は、答申案の本体というよりも、参考資料4の一覧表に沿って御説明させていただきたいと思います。

御説明に入る前に、これまでの流れですが、11月の統計委員会で諮問された後、11月29日に1回目の審議、それから12月20日に2回目の部会審議を行っておりまして、この度、答申案がまとまったということでございます。では、一覧表の方に沿いまして、かいつまんで御説明させていただきたいと思います。

まず、大きな項目といたしまして、「調査方法の変更」というのが1番目の欄にございます。これにつきましては、今回、大きな変更といたしまして、民間事業者の活用ということでございますが、これにつきましては、右側の欄のところがございますように、様々な課題がございます。このようなことがありますので、必ずしも無条件に、民間委託を推進するということが、賛成できるというものではありませんが、この統計調査におきましては種々の配慮がなされておりますので、その点から、結論といたしまして、これらの措置が的確に実施される限りにおいては「適当」と判断して差し支えないと、部会では審議の結果として至ったものでございます。具体的な種々の配慮というのは、少し小さな字で書いてあるものでございますが、民間委託の範囲を決めるに当たって調査票ごとに回収状況の配慮がなされていること、それから民間委託の活用に当たって必要となる準備期間などが十分配慮されていること、それから民間委託における業務処理の安定を前提といたしまして、将来的には経済産業省職員の企画・分析等への重点配置が期待できるということ、それから統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保について最大限の手当てをしていると考えられること。これらの配慮があるということが前提で、「適当」と判断して差し支えないというふうな整理をさせていただきました。

ただし、今の欄のゴシック体のひし形のところがございますように、若干の留意点がございまして、ここで重要なことは、1つは経済産業省や民間事業者におけるノウハウの蓄積や継承に万全を期していただきたいということ。それから2点目としまして、民間事業者に対しまして適切な指導・助言を行っていただくことということを指摘しております。

ということで、この調査でまだ民間委託で行っていない部分について、無条件にこのような方法への変更が適切であるということを申したのではないことを念のため明記しております。これについては、最後のところに「今後の課題」として書いていることにもつながります。

それから、次の欄の1の(2)、(3)の欄ですが、こちらにつきましては調査の実態を踏まえた変更でありますので、特段の大きな問題はないということで「适当」と整理いたしました。

それから、下の方の欄にあります2の「その他」のところですが、オンライン調査の推進というようなものがございしますが、これについては、オンライン調査の推進に取り組んでいることを評価しまして、更なる利用促進、またオンライン調査の増加に伴う回答への影響についての確認・公表をしていただくことを期待する旨を記述しました。答申案としては、内容としては以上ということでございます。

次に、こちらの答申案につきましても、部会長メモというものを outs せていただいております。これは参考資料1ということで、答申案の直後の7ページ目の資料に付けさせていただきます。これは少し、読み上げると長いので、ポイントだけ申し上げたいと思います。まず、題名のところに副題がございしますが、**「民間事業者の活用・統計リソースの確保に関する横断的な検討に向けて」**というふうに副題を付けさせていただきます。このような趣旨で申し上げるということでございます。

1点目は、これまでの公的統計の民間委託についての横断的な評価が必要であるということで申し上げております。主なポイントとしましては、2パラグラフ目から3パラグラフ目にかけて書いてございますけれども、これまで種々の民間委託の事例もございしますので、このようなものについて計画の変更の部分だけで検討するだけではなくて、事後的な検証を求めていくことが必要であるというのが申し上げたいことです。そして、最後のパラグラフにございますように、そのような効果や影響などを横断的に総括・評価して、今後の基本計画の検討等に役立てていく必要があると考えているということでございます。

それから2点目でございますが、これは人的リソースの確保の問題です。この民間委託を進めるということに関しては、実は元々の背景としましては、人員の減少ということがございます。それに対しての対応策として、この民間委託が出ているという側面がかなり強いと思われます。その対応策としては、ある意味、やむを得ない、このような対応をせざるを得ないというところがあるかと思いますが、これも先ほど来申し上げておりますように、手放しでこれを推進できるというものではないということです。この7ページの一番下のところにもございますけれども、民間委託を行うことに伴いまして、リスクへの対応、あるいは業務管理を行うために、要員がマイナスになる代わりに、逆にその部分がプラスになる側面もあるということでございます。そのようなところにも、民間委託をしたから人がただ減らせるのだということではなくて、必要な部分にはきちんと手当をさせていただくということが大事であるということをおし添えております。

それから裏の方の面に参ります。この問題はかなり対症療法的なところがあるということが意識としてございまして、やはり1つ大事なことは、統計のリソースを確保するとい

う一番根本の問題もあるということではないかと思しますので、このパラグラフの最後にもございますけれども、公的統計が全ての政策の足元を支える不可欠な要素であるという認識の下に、統計委員会としても、私ども委員としても、また、個人の立場でも結構ですが、各部署の統計職員の削減に警鐘を鳴らして、またその充実を求めていく必要があると考えるということで、このような意見を添えさせていただいております。以上が答申案及び部会長メモの概況です。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、答申案の御説明について、御意見、御質問等ございますか。

私の方から1点、部会長メモの中で特に重要と思われるのは、「今後とも、同様の案件に関する諮問審議においては、変更計画に対する検討だけではなく、事後的な検証を求めすることも必要であると考えます」というところだと思うのですが、それについて担当室、から少し説明をお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 事後的な検証を求められましたら、どこかのタイミングでフォローアップはしないといけないと思いますが、そのほかに、加えまして、総務省ではPDCAサイクルのようなことも行っていますので、そのようなことで対応ができるかと思えます。

○西村委員長 何を言っているかよく分からなかったと思うのですが、正確に言うと、やるということです。ただし、どういう枠組みでやるかというのが難しい話であるということと同時に、これはやはり横断的な問題になりますから、その横断的な問題も含めて、少し考えていきたいと思えます。これは、まず事後的な検証で、それによって精度がどういうふうに落ちたのか、逆によくなったのか、それから先ほどのリソースの問題もありますので、それによってリソースが有効に配分できるようになったのかどうかといったものまでも見ていかなければいけないので、そうなってくると、PDCAのサイクルで回した方がよいかもしいない。どういう形でやるにせよ、この形についてはフォローアップしていくという形にしております。よろしいでしょうか。

○川崎委員 結構でございます。

○西村委員長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 今の民間委託の活用というところで確認なのですが、民間の業者にいろいろなことを委託して、そのノウハウが蓄積されるということは大事だとは思いますが、民間の企業体ですから、企業秘密といいますか、いろいろ身に付けたことを企業の比較優位として保存しておくことはありますし、それを公開しなければいけないというものになっていなければ、企業は当然、情報としては自分のところでとっておくということになる。そうすると、ノウハウがどういうふうに蓄積されるのか。あるいは毎回同じ業者に頼むというようなことになると、癒着といいますか、なるとすると、ある程度、競争入札みたいな形にすると、必ずしも情報が一元的に管理されないとか、そういうことについての話というのは、何か議論されたのでしょうか。

○川崎委員 おっしゃる点は確かに大事な点であると思えますが、実は、ここは趣旨としては、民間委託の民間事業者に対してのノウハウの蓄積・継承というだけではなくて、経

経済産業省自体における蓄積・継承も当然、想定すべきであるということです。この文章の中にもそういうふうな趣旨を盛り込んだつもりです。

それで、今おっしゃった、民間事業者に当然、調査実施に関するノウハウが蓄積されるわけですが、当然、委託契約の中に、調査を行ったことに対しての得られた知見などについては報告を求めるというのが入ってくるものと思いますので、その辺りは、調査委託者である経済産業省の方できちんと定期的に吸い上げていただくものだと思います。また、そういうものをきちんと文書化して残していくというのが大事だと思いますので、これは今後、恐らく経済産業省でも、自前できちんと管理していかなければという意識はお持ちだと思いますので、そういうふうに対応されるものと期待しております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいでしょうか。

○西村委員長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ただ今の点に関連しまして一言、御説明させていただきます。私ども総務省の方では、第Ⅱ期基本計画に基づきまして、民間事業者をより有効に活用するためのガイドライン、従前から作成していたガイドラインを、その策定プロセスについても、より管理を徹底し、秘密の保持とともに適切に管理できるというように、今、ガイドラインの改訂を進めております。そのようなガイドラインを踏まえた取組を通じて、今、北村委員から御指摘のあったような点についても十分に留意・配慮してまいりたいと考えている次第でございます。以上、補足させていただきます。

○西村委員長 どうもありがとうございます。それでよろしいでしょうか。

この点も非常に重要な点で、民間委託した途端に無責任体制になってしまった、とか、両方とも無責任になってしまうというのは、よくあり得る話なので、それがなくなるとか要するに、簡単に言えば、委託先ではなくて委託元にノウハウがたまるという形のものでなければいけないし、ノウハウがやはり見える化できていないと、それができないという形になりますから、そのような対応のモデルが必要でしょう。例えばいろいろな、AIでも機械学習の話とか、いろいろありますから、そのような、ある程度、見える化できるようなものというのは、そういう形でしていくというようなことも、やはり考えていく必要があるのではないかと考えております。これは、手元というか、大分先の話にはなりますけれども、そういう形で考えております。

それでは答申案についてお諮りします。「経済産業省生産動態統計調査の変更」についての本委員会の答申は資料3の案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料3によって総務大臣に対して答申いたします。産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。諮問第101号「労働力調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官室です。諮問の概要について御説明いたします。資料4という束がありまして、その一番下に、A4の横長で、資料4の参考という資料がありますので、それに沿って説明させていただきます。

まず、めくっていただきまして、2ページ目の「労働力調査の概要」から説明させていただきます。調査の目的ですが、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としております。

調査の沿革ですが、昭和22年7月から本格的に開始され、毎月実施しております。

調査範囲及び報告者数ですが、基礎調査票は全国約4万世帯の約11万人、特定調査票は約1万世帯の約2万5000人を対象としております。調査対象世帯は基礎調査票を毎回、1年目の連続する2か月と、2年目の連続する2か月の、計4か月記入いたしますが、特定調査票は2年目の2か月のみ記入いたします。

右側に参りまして、調査事項についてです。基礎調査票では、就業状態、雇用形態、求職状況等がございます。特定調査票では、非正規の雇用者が現職の雇用形態についている理由、求職活動の期間、就業希望の有無等を把握することとしております。

左下の調査組織・調査方法ですが、都道府県を經由しまして、調査員が世帯に調査票を配布し回答をいただくことにしております。

続きまして、3ページを御覧ください。労働力調査の利活用状況を紹介させていただきます。政府が毎月発表する月例経済報告において、失業者数等が雇用面の指標として景気の分析に利用されております。また、重要性に鑑み、毎月末の閣議において、総務大臣から結果が報告されているところでございます。

続きまして4ページからは、今回の諮問の背景にあります2013年のILO決議の内容につきまして、本調査に関係する部分につき説明いたします。決議内容の1点目は、失業者の定義についてです。従前の定義では、求職活動を行った期間は各国の裁量に任されておりましたが、これがILO決議では、②というところですけど、「4週間又は1か月以内に求職をしております」ということに明確化されております。

続きまして5ページを御覧ください。決議内容の2点目ですが、未活用労働指標と呼ばれておりますが、左側に記載のLU1からLU4までの4つの指標のうち、2つ以上を集計することとされております。LU1は、先ほど御説明いたしました新たな定義の失業率です。LU2以下の詳細な説明は省略いたしますが、様々な指標を用いて未活用労働の状況を明らかにしようとする取組と言えます。

続きまして6ページでは、基本計画での言及につき紹介しておりますが、ILO決議への対応につき、平成28年度末までに結論を得ることとされております。

続きまして7ページからは、本調査の変更事項について整理しております。1点目は、ILO決議に対応するため、失業者の要件のうち、1か月以内に求職活動をしていること及び就業可能な者であることにつき、基礎調査票で把握するものです。2点目は、ILO決議に対応するため、未活用労働に係る新指標のうち、LU2、追加就労希望就業者を加えた率でございますけれども、その算出に用いる就業時間の延長や仕事の追加の可否を把握する調査事項を特定調査票に追加するものでございます。

8 ページを御覧ください。変更内容の3点目ですが、先ほど御説明いたしました1点目の変更、この1か月の求職活動の有無及び就業の可能性の把握は、基礎調査票で把握することにいたしましたので、把握内容がこれと重複するため、最近の求職活動の時期は特定調査票からは削除することとしております。4点目は、今御説明いたしました削除に伴いまして、過去に行った求職活動の結果を待っていた者を推計できなくなるため、特定調査票の本調査事項の選択肢に新たに、求職の申込みや応募などの結果を問い合わせたということと、求職活動の結果を待っていたという選択肢を設けるものでございます。

9 ページを御覧ください。前回、平成24年1月の統計委員会の答申において、「今後の課題」が付されておりますので、それへの対応状況を確認することとしております。具体的には、従業上の地位を把握する調査事項の選択肢のうち、常雇に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがあるため、選択肢に「分からない」を追加する必要性について指摘されております。これについては、若干形が変わっておりますが、指摘を踏まえて「分からない」という選択肢が追加されることになっております。

続きまして10ページからは、本調査の集計事項について整理しております。ILO決議において集計することとされております4つの未活用労働指標に加えて、下の方の、補助指標と呼んでいますけれども、2つの補助指標、会社都合等による失業の率、拡張求職者、すなわち1か月以内に求職活動をしていて、すぐではないが2週間以内に就業できる者を加えた率を集計することとしております。

最後に11ページを御覧ください。変更後の公表スケジュールについてです。時系列比較の観点に留意し、当面は、従前公表している完全失業率等の公表を維持することとし、新たな失業率の毎月の公表は、季節調整値による時系列比較等が可能となった時点で実施することとしています。また、ILO決議に対応した新たな4指標と2補助指標の公表は、四半期ごとに実施することとしております。私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしておりますが、ここで特段の御質問あるいは御意見等がございますか。

では、本件については、人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果について本部会に御報告いただくこととします。白波瀬部会長、よろしく申し上げます。

次に、今回諮問された「労働力調査の変更」に関する審議に参加いただくために、資料5のとおり、専門委員1名の方が本日1月27日付けで任命されております。また、今回の審議では、既に別の審議のために専門委員に任命されておられました川口専門委員についても、今回の諮問内容に関する雇用の非正規化等に詳しい統計利用者の立場から部会審議に参加いただきたいと思います。以上を踏まえ、統計委員会令第1条第2項の規定により、「部会に所属すべき専門委員は、委員長が指名する」とされておりますので、資料6のとおり指名させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは次の議題に移ります。部会の審議状況についてですが、人口・社会統計部会に付託されている「医療施設調査及び患者調査の変更」の審議状況につきまして、白波瀬部会長からまとめて御報告いただきます。

○白波瀬委員 よろしくお願いたします。人口・社会統計部会における医療施設調査及び患者調査の審議状況について御報告いたします。第1回の部会審議が昨年12月26日に行われましたので、その概要について資料7及び資料8に沿って説明したいと思います。その内容については添付しているとおりです。資料は審議事項や審議状況について、本日のほかの調査の説明資料と同じように、一覧表の形で整理しております。添付している資料については適宜説明の中で触れたいと思います。

最初に、資料7の医療施設調査の審議状況でございます。まず、「1 調査の計画」の「(1) 調査事項の変更」のうち、「①診療時間外に受診した患者の延べ数等の削除」と、「②手術等の実施状況の一部削除」についてでございます。3ページの表1、4ページの表2を御覧ください。今回、削除を予定している調査事項と、行政記録情報等である社会医療診療行為別統計及び病床機能報告から把握可能な情報の具体的内容等を一覧表の形で整理したものでございます。このように、より詳細な情報の把握が可能であり、救急医療の現状や全体の傾向を把握する上でも有用と考えることから、「適当」と判断いたしました。この関係で、9ページですけれども、統計利用者の利便性等に考慮し、結果の公表の際には、厚生労働省ホームページや e-Stat など、関連する行政記録情報等へのリンク先の内容を併せて掲載しまして、掲載場所を案内することとしております。

1ページにお戻りいただきまして、「③職種別従事者数の新設等」でございます。5ページの表3を御覧ください。このように、中間年には、行政記録情報等によりまして、主要な職種の従事者数の把握が可能であることから、「適当」と判断いたしました。これについても、10ページのように、結果の公表の際には、関連する行政記録情報等へのリンク先の内容を併せて掲載することとしております。

次に、1ページ、「④レセプト処理用コンピューターの導入状況の削除」についてです。6ページから7ページにかけて表やグラフを整理しておりますけれども、診療所における導入状況が、平成26年調査結果では約8割でございます。また、医療機関全体における電子レセプト請求率が9割を超えている状況等を踏まえまして、継続して把握する必要性は低いものと考え、「適当」と判断いたしました。

続きまして、「(2) 調査方法」と、「2 前回答申における今後の課題への対応状況」については、オンライン調査の推進に関するものですので、一緒に説明いたします。本調査では、病院を対象とするオンライン調査が前々回の平成23年調査から実施されていますけれども、今回の平成29年調査からは、病院に加えまして一般診療所及び歯科診療所に拡大し、オンライン調査を全面的に導入して実施することとしております。この関係で、前回答申において、オンライン調査の更なる推進・本格導入に向けた検討について指摘されました。これを受けまして、調査実施者においては、経路機関や病院に対するより積極的な周知や、診療所を対象とするアンケートを実施し、導入に向けた実態把握を行

うなど積極的に対応いたしました。このようなことから、いずれも「適当」と判断した次第でございます。

続きまして、資料8の患者調査の審議状況の報告です。最初に、「1 調査の計画」の「(1) 調査事項」についてでございます。「①受療の状況のうち「副傷病名」の変更」は、慢性腎臓病の動脈硬化性疾患に係るリスクを踏まえ、患者数をより正確に把握することが重要になってきていることに対応するものです。また、今回の変更は、WHOや各国の傷病統計との関係で、国際比較可能性の向上を図る観点からも「適当」と判断いたしました。なお、部会では、今回の変更によりまして、調査結果として、慢性腎臓病の患者数が大きく変動する可能性もあるため、結果公表に当たりましては、時系列変化も含めまして、専門家以外の者にも理解できるように丁寧に解説することが必要ではないかといった意見がございました。

次に、「②手術の有無のうち「手術名」の削除」についてですが、3ページの表を御覧ください。今回、削除を予定しています調査事項と、行政記録情報等であるDPC調査や社会医療診療行為別統計から把握可能な情報の具体的内容等を、一覧表の形で整理したものでございます。また、6ページには、患者調査とDPC調査の把握内容を整理しております。本調査は3年周期の実施ですけれども、これらの行政記録情報等から、より詳細な情報の把握が可能であり、また、毎年集計・公表されていることなどから、「適当」と判断いたしました。これについては8ページのように、結果の公表の際は、関連する行政記録情報等へのリンク先の内容を併せて記載することとしております。なお、部会では、本調査や、先ほどの医療施設調査の調査事項の削除に関連し、調査実施者として行政的にも必要とされる情報について、医療機関に相当の負担を課して調査しているものの、現状において容易に把握できなくなっていることや、利活用面からも使いにくいといった状況の中で、同様の情報が行政記録情報等の充実化に伴い把握可能となっていることを踏まえた対応であると理解しているといった意見がございました。

1ページにお戻りいただきまして、「(2) 調査方法」と、「2 前回答申における今後の課題への対応状況」については、医療施設調査と同様にオンライン調査の推進に資するものですので、一緒に御説明させていただきます。本調査では、病院を対象とするオンライン調査が前回の平成26年調査から実施されております。この関係で、前回答申では、今回の29年調査からの診療所における実施に向けた検討について指摘されました。これを受けまして、調査実施者においては経路機関や診療所に対するアンケートを実施し、その結果を踏まえまして、診療所におけるオンライン調査導入に向けた検討を進め、今回調査から診療所を対象として実施することとしております。このようなことから、いずれも「適当」と判断いたしました。なお、部会では、本調査、医療施設調査におけるオンライン調査の全面的な導入に関連し、いまだ過渡期の段階にあるので、情報の正確性の低下といった懸念も留意し、調査実施後には丁寧な検証や検討を継続的に行っていくのが必要ではないかという意見もございました。

次に1ページの「(3) 報告期間」の変更でございます。これは、10ページから12ページにかけて、関連する資料をつけておりますけれども、電子調査票におけるデー

タ読み込み機能について、新たにレセプト情報から調査票へのデータ読み込み機能を追加したことに伴うものでございます。このことが公表時期に変更を来すものでもないことから、「適当」と判断いたしました。

最後に、今後の部会の開催予定ですけれども、来年2月1日に開催予定の第2回の部会において残りの審議事項を審議した後、答申案について審議することとしております。したがって、答申案につきましては、2月開催予定の統計委員会においてお諮りすることとしております。医療施設調査及び患者調査の変更についての部会審議の概要は以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告につきまして、御質問等ございますか。

それでは、引き続き、人口・社会統計部会について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に報告事項。これは単なる報告とは少し言いがたい、もっと大きな問題ですが、それについてお諮りします。

新聞報道で御存じかと思いますが、経済産業省の繊維流通統計調査において、不適切な業務処理、これは不適切と言うこと自体がどうかについてもまた考えなければいけないということだと私は思っておりますが、不適切な業務処理がなされていたことが判明しました。通常は統計委員会では取り上げない一般統計調査ではありますが、統計の改善、それから統計の信頼性ということが 이슈になっているときに、このような問題が信頼性について影響を及ぼしかねないという状況であります。統計委員会としましても、委員会の場で事実を把握し、所管省の対応等を確認するということが必要であると考え、委員会の場で報告してもらうこととしました。それでは、政策統括官室から今回の事案に関する対応を含めた全体的な説明、そして同統計を所管する経済産業省から詳細な説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官室（統計基準担当）付統計審査官 総務省の澤村でございます。まずもって、統計行政に携わる者としていたしまして、今回のような、過去に例のない報告をするに至ったことを深くお詫び申し上げます。私からは、報告の概要と当省における対応を中心に報告させていただきます。今般、経済産業省が実施する一般統計調査の繊維流通統計調査におきまして不適切な集計・公表が行われていたことが判明し、昨年12月26日にその事実関係が公表されるとともに、調査も中止することとされました。事案の詳細につきましては、後ほどの経済産業省による説明に譲りますが、一般統計調査とはいえ、政府一丸となって統計の精度を高める取組を進めていこうとしている矢先に発生した今回の事案は、正に政府統計に対する信頼を大きく傷つけるものであり、極めて重大な事案と考えております。

このため、統計法を所管する総務省としていたしましては、本年1月11日、各府省に対しまして、統計法の遵守徹底とともに、統計法の遵守状況等に関する一斉点検を行うよう、公文書で要請したところでございます。また、これも過去に例のないところではございますが、1月13日に開催されました事務次官連絡会議におきましても、同様の要請を行っ

たところでございます。一斉点検につきましては、新統計法施行後に行われました基幹統計調査及び一般統計調査並びに統計調査以外の方法で作成された基幹統計の全てにつきまして、調査計画又は作成方法の通知と実態が異なるものとなっていないかどうか、一斉に確認するものとして行っております。

報告された内容につきましては今後精査してまいります。現在のところ、例えば公表時期の遅延、報告者数の変更、一部集計事項の未公表などがある模様でございます。ただし、本件と同様の例は報告されておられません。今後、ヒアリング等の精査を行い、その結果につきましては本委員会にも御報告する予定でございます。さらに当省では、本件と類似する案件の再発を防止する観点から、統計委員会における未諮問基幹統計に関する審議と同様に、事後チェックに重点を置いた仕組みを整備することについても検討してまいりたいと考えております。私からの御報告は以上です。誠に申し訳ございません。

○西村委員長 どうもありがとうございました。それでは経済産業省からお願いいたします。

○糟谷経済産業省製造産業局長 経済産業省の製造産業局長でございます。この度は、繊維流通統計調査をめぐる不適切な処理により、国民の皆様にご迷惑な統計情報を提供してまいりましたこと、心からお詫びを申し上げます。経済統計について注目が集まる中、政府全体の統計の信頼を損ないかねない行為であり、統計委員会の委員方、総務省その他関係省庁の関係者の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。申しわけございませんでした。

○西村委員長 座って結構です。

○糟谷経済産業省製造産業局長 それでは、お手元の資料に従いまして、経緯等について御報告させていただきます。まず、1ポツ、本件に関する経緯でございます。これが発覚いたしましたのは、昨年11月17日、この統計調査は請負により行っておりますが、その請負業務先の担当者からの指摘によって判明いたしました。その後、調査を進めた結果、不正確な数字が含まれていることなどが判明いたしましたので、12月26日に公表いたしました。プレスリリースは後に付けております。併せて、実態を反映した統計調査となっていないこと等から、この統計調査を廃止する旨も発表いたしました。同日付で、この中止について、統計法に基づいて総務省に通知を行ったところでございます。12月28日、関係者の処分の決定を行いました。そこに書いておられるような人数と処分でございます。出向中の者を除き、28日付で実施しております。

続きまして2ポツで、どのような調査を行い、それによって何が事実関係として判明したかということについて御説明を申し上げます。まず調査方法でございます。請負先からの指摘を受けまして、過去の関係書類の調査を実施いたしました。ただし、文書の保存期間について、平成22年4月に承認を受けました調査計画では、調査票情報を記録した電磁的記録媒体の保存期間が3年とされておりまして、平成24年12月までの文書については廃棄済みでございました。次のページに行ってくださいまして、他方、平成25年1月に変更承認を受けました調査計画では、保存期間は無期限とされておりまして、平成25年1月以降の文書は調査することができたわけでございます。なお、平成24年3月か

ら同年 12 月までの調査票情報については、個人文書として残っておりまして、結果として平成 24 年 3 月以降の文書について調査を行いました。また、文書の調査と並行いたしまして、当時の状況について、平成 21 年度以降の担当者に聞き取り調査を行い、事実の確認を行いました。

調査結果でございます。まず、最後に公表いたしました平成 28 年 9 月分のデータ、これは昨年 11 月に公表したものでございますが、ここで調査対象企業数は 732 社であります。このうち、回答があった企業は 257 社、回答しない、協力できないと表明した企業が 291 社、調査要件を満たさないという表明のあった企業が 175 社。この理由は、10 人未満であるとか廃業している等の理由であります。また、住所不明で返送された企業が 9 社。こういう内訳になっております。

続きまして 3 ページ目でございます。732 社をどういうふうに出したかということでございます。732 社について調べましたところ、報告者の選定に本来使用すべき名簿である平成 19 年度の商業統計調査名簿に掲載されていた企業数は 390 社でございます。これ以外の企業については商業統計調査名簿の外の企業でありまして、どこから抽出されたのかは不明でございました。また、プレスリリースの前に 12 月 22 日の段階で総務省に御説明を行いました。その際、御説明した内容とプレスリリースとの関係で、2 点異なる点がございまして、その点について御説明をさせていただきます。

まず、昨年 12 月 22 日の時点で御説明した際、732 社の中に、平成 19 年度の商業統計調査名簿以外の企業が含まれていることを示唆する情報を把握しておりましたけれども、この商業統計調査名簿の調査票に基づく対象企業と繊維流通統計調査のデータを照合する途中でございましたので、まだ照合を確認できていないということで、プレスリリースには明記いたしませんでした。ただ、これは御説明したのと内容は変わっておりません。プレスリリースに記載しなかったのは、調査、照合の途中であったということでございます。それから、またこういう商業統計調査名簿以外の企業を追加したことによりまして、調査計画においては調査対象の属性範囲として、繊維原料、糸、織物を取り扱う企業のうち、従業員 10 名以上の事業所を有する企業としているところを、実際にはこの属性以外の企業が含まれておりました。

総務省に対する事前の御説明とプレスリリースとの違いのあるもう一点が、平成 21 年当時の繊維流通統計調査名簿に形式的な企業の追加を行ったという御説明を事前に申し上げた点であります。これは、関係資料や関係者からの聞き取り調査により、315 社を形式的に追加したと、その当時考えられておりましたため、12 月 22 日の時点で総務省に対してそのような説明を行いました。しかしながら、その後の聞き取り調査により、当時の担当者から、実際には、商業統計調査名簿を基に名簿の見直しを行ったという相入れない証言が得られまして、関係文書では、それ以上の裏付けを行うことができませんでした。このため、形式的に追加したのかどうかということについては、プレスリリースには明記をいたさなかったということでございます。この商業統計調査名簿以外の企業の追加をした経緯については、当時の関係者の記憶も曖昧になっておりまして、これ以上の追跡を行うことができておりません。

それから、不適切な処理のもう一つの点が、相当数の企業について過去のデータの横置きを行い、そのうちの一部について、6年かけてゼロにするという、全く根拠のない対応を行っていたということでございます。少なくとも平成24年3月以降の統計の作成に当たりまして、一定の回答数を維持するために、対象企業732社とは別に、過去に回答があった191社のデータを長期間そのまま使用しておりました。191社の中には、平成25年の繊維流通統計調査名簿に企業名があるものもありますが、ないものもございます、この調査名簿に企業名がないものについて、さすがにこれはゼロにしなければいけないと思ったようにありますが、本来であれば、その時点でゼロにする等の対応をすべきであったところを、公表の数値の急激な変動を避けなければいけないということをどうも考えたようではありますが、平成25年4月以降、6年かけて定率で徐々に削減していった、最終的にゼロにするという全く根拠のない不適切な処理を行っていたということが確認できております。また、この191社の横置きをしていたデータのうち、企業名があるデータについては、調査票に回答した企業のデータの変化率と同じ割合を掛けて、実際に変動させて、実際に回答のあったデータと合算して公表しておりました。

こうした処理方針は、統計調査の公表数値をできるだけ実態に近づけようという目的で、当時の担当者が原案を作成して、内部の打ち合わせにおいて担当課長まで了解を得た上で実施していたということが確認できております。この意思決定の経過文書と思われる文書が個人文書として残ってございましたけれども、意思決定に係る決裁文書は存在しておりません。こうした文書管理についても反省すべき点であると考えております。

いずれにしても、この6年間でゼロにするというような処理については、経済産業省から請負の事業者に対して、仕様書において指示を出しておりました。過去の受託事業者は、競争入札を行って、23年度から28年度まで、26年度だけ変更されながら、ずっとそこに書いております受託事業者でございます。

それから、この191社のデータをいつの時点から横置きしていたかということについては、4ページ目の下に書いてありますとおりでありまして、中には2001年のデータをそのまま横置きしていたものまであるということでございます。

5ページ目でございますが、平成24年2月以前の数値についても、同様の処理による乖離がある可能性はあるわけではありますが、調査票の文書保存期間が満了して廃棄されていることから、事実の確認を行うことができておりません。

3ポツでございます。不適切な処理が行われてきた背景としても、少なくとも2点の問題があると考えております。第1点は、統計法の知識、リテラシーや、統計法を遵守するという意識の欠如であります。形式的なつじつま合わせを行ったということは、正にこうしたリテラシーの欠如、また遵法意識の欠如のあらわれにほかならないと考えております。2点目は、管理職等によるガバナンスやチェックが働かなかった管理体制の問題であります。繊維流通構造が刻々と変化する中で、また統計ニーズも変化する中で、こうした変化に応じた対応を十分に議論したり把握したりすることなく、担当者に任せ切りで、作業を引き継ぎながら調査を長期間実施してきた。こうした問題点があったのではないかと考えております。

4 ポツでございます。この統計調査を、行政上、どのように利活用していたのか。また、中止による支障がないのかという点でございます。この統計調査は、中小企業者へのセーフティーネット保証の対象となる業種を指定するための調査に利用されていたことを確認しております。また、それ以外の政策決定への利活用は確認されておりません。また、業界団体等においては、業界統計の一部として利用してきたことが確認されております。先ほど申し上げたように、この統計調査は、セーフティーネット保証の対象業種の指定のための調査に利用してきたわけでありますが、この調査を中止した後の対応といたしまして、生産動態統計調査などの政府統計や業界団体の統計などを活用することを検討したいと考えております。また、業界団体等においては、この統計調査の廃止について了解済みでございます。

次のページは、平成 25 年に変更承認をいただいた統計調査の概要、それから、その次のページ、2 ページですが、11 月に公表しました 9 月分の繊維流通統計の現物、それからプレスリリースの現物をお付けしております。

○吉村経済産業省大臣官房審議官調査統計グループ長 大変恐縮でございます。一番最後のページをお開きいただけますでしょうか。当省として決定しました今回の繊維流通統計に関連しまして、当省関係調査につきましての信頼向上に向けました再発防止策及び改善策につきまして御説明申し上げます。

1 ポツに、本事案の要因のポイントということで、4 点まとめております。1 点目、リテラシーの欠如。3 点目につきましては、今、局長から説明申し上げましたけれども、そのほかに、そもそも精度向上という姿勢が見られなかった。2 点目。それから、④外部によるチェック機能の確保が必要ではなかったかと考えるところ、透明性が欠如していて、それがなかったというところが、要因のポイントと考えます。

2 ポツの再発防止策といたしまして、最初に、知識の向上、それから法遵守の意識の向上のために、管理職の会議、当省の場合、基本的に 7 月が幹部異動でございます。そのタイミングを勘案しながら、その時期に、統計を実施している課につきましての管理職会議を実施するのが 1 つございます。それから担当者につきまして、現在でも年 1 回実施しておりますが、これにつきまして回数を増加し、原則、毎月 1 回、担当者研修を実施することを決めております。それから管理体制の強化につきまして、最初のポツに、統計実施業務改善月間というものを、2 月を予定しておりますけれども、決定したいと思っております。この関係で、次のポツのところ、担当実施課室のセルフチェック。これは恒常的に行うことにしておりますけれども、その下のポツ、当グループによるヒアリングをこの月間の中で集中的に行うということを決めております。それから最後のポツ、それぞれの調査ごとの作業手順書を作りまして、きちんと引き継ぎのときに途絶がないようにいたしたいと思っております。それから 3 つ目、透明性の向上でございます。総務省から承認をいただきました調査計画につきまして、可及的速やかにホームページに載せようと思っております。

それから改善策といたしまして、①統計精度の向上に向けました取組としまして、統計委員会からの御指摘を踏まえ、改善に積極的に取り組みたいと思っております。それから

品質保証活動につきましても着実に実施してまいります。それから2つ目、統計ニーズを踏まえました統計の見直しにつきまして、ニーズの乏しいものについては、きちんと廃止を含めた検討をし、先ほど申し上げましたホームページの公表にも、目的を充実した形で載せて、きちんとここについての精査をする。かような取組を通じまして、少しでも早く確実に、当省としての信頼回復に努めていきたい所存でございます。以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。本件については、私、統計委員会の委員長としても、大変遺憾というか、怒りを覚えておりまして、私としても申し上げたいことがたくさんございますけれど、まず今の御報告について委員の皆様から御質問あるいは御意見等はございますか。では川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員 ありがとうございます。私も、実はこの件をニュースで見たときに、本当に大変驚き、非常にショックを受けました。申すまでもなく、これは1つの統計調査の問題といいながらも、結局、公的統計全体に、信頼を揺るがすような出来事でもありますので、そういう意味で非常に大きな影響があると思って、大変憂慮して拝見しておりました。

もう一つ、背景として考えたことですが、私の記憶では、統計法違反の大きな問題として、随分前、あるいは割と最近も1件ありましたけれども、国勢調査で調査票の捏造事件というのがありました。それは、なかなか立件が難しくはあったのですが、最終的には確か、新しい方だと統計法違反になったと思いますけれども、古い方は不正公文書の作成だったか何かで犯罪となったということだったと思います。そのことを考え合わせますと、この統計調査は基幹統計調査ではなくて一般統計調査であるということではあるのですが、法令上から見てどうなのだろうか。それとほぼ同じぐらい重くはないだろうかという気が私はしておりました。そういう中で、今回のこの件についての、処分権者は当然、経済産業省の方なので、御判断は最終的なものだとは思いますが、これについて法令上の問題というのはどういうふうにお考えになっているのかというのをお尋ねしてみたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○西村委員長 どうぞ。

○糟谷経済産業省製造産業局長 処分権者は大臣であり事務次官であるということ、大臣官房で処分を行って判断したわけでございますが、政府全体の統計の信頼を損ないかねない極めて重大な事案であることに鑑み、必要な処分を行ったわけでありまして、刑法違反を問うまでの事案ではなかったという判断だったと聞いております。

○川崎委員 そうは申しましても、私のこれまでこの資料で拝見して感じたことは、そういう御判断はそういう御判断なのかとは思いますが、今回の処理は割合、もう確信を持ってされているということで、5ページ目の資料の中ほどにありますけれども、形式的なつじつま合わせと、非常にまるやかな言葉で表現されているのですが、しかし4ページ目の辺りで見えていきますと、第2パラグラフですが、これも、公表数値をできるだけ実態に近づける目的でやっていたとおっしゃるのですが、これは、しかしどう考えても、実態に近づくものとも言えないし、また、あくまでも対象数が少ないのをつじつま合わせでやっていたというのは明らかでもあるので、そういう意味ではかなり、率直に申せば調査票の内

容の捏造に近いものではないかと私は見るのですが、そういう意図まではお考えにならなかったのでしょうか。

○糟谷経済産業省製造産業局長 実態に合わせるのであれば、6年をかけてというような操作をせずに、その時点ですばっとやるべきだったと私も個人的には思います。その意味で捏造だったのではないかという御指摘なのだろうと思いますけれども、本人は激変緩和をするというので、このような処理をしたのだということを、調査の結果述べているということでございます。

○西村委員長 はっきり申し上げまして、これは捏造です。それで、捏造に対して、確かに今の法律、統計法では何かできないというか、直接かかわる状態ではありませんが、理念としてやはりあり得ない、あってはならないというか、これははっきり言えば犯罪です。犯罪というか、犯罪に限りなく近いという形になりますから、それに対しての当局の説明というのは、やはり私が見ている限りにおいては、残念ながら、きちんとした説明になっているとは私はとても思えないのです。

それはそこで抑えまして、まず最初に、このように詳細なことをきちんと提出していただいたということに関しては非常に感謝します。これはいまだかつてないぐらいの詳細なものをきちんと出されまして、実態が分かりました。それを踏まえてですが、やはり、ただ報告書としてこれを認めてくれと言われたら、私は認めることはできません。なぜかという、先ほど言ったように、統計調査の公表数値をできるだけ実態に近づける目的とあって、実態とは何ですか。調べていないのに実態が分かるわけではないでしょう。だから、実態に近づけるのではなくて、これは統計調査をいかにつじつまを合わせるかということだけで作った。つまり、捏造です。そういうことですから、そのような認識をきちんと直していただいて、そして法的にはこういう形でやるしかなかったということは私も受け入れますけれども、しかし本来ならばなすべき体制がなされていなかったのですから、それに対しての何らかのきちんとした説明をしていただきたい。まず事実として、こういう、実態に近づける目的とか、しかも課長まで了解を得た上で。ここまで書いていただいたということはすごいことだと思いますけれども、これは要するに組織ぐるみだということです。組織ぐるみというのは、単なる課長で済む話ではないです。だから、それを含めてきちんとした対応をしていただきたい。

それで、私としては、この報告書をこのままで認めるということは到底できない。特に、先ほど言った統計調査の公表数値をできるだけ実態に近づける目的、これがあたかも望ましいかのような書き方をしているというのは、私は非常に不愉快であります。それから、課長まで了解を得ていた。ここまで組織ぐるみであるといったことに対して、何らかの回答をしていただいて、報告書にまとめていただきたいと思います。事実をきちんと説明していただいたということについては非常に感謝いたしておりますが、やはり事案が非常に深刻で、しかも現在、統計改革というのが大きく問題になり、しかも証拠を通じた政策決定というのが大きく問題になっているときに、そもそも統計の信頼性を失うというか、統計が捏造されているということが、しかも組織ぐるみで行われていたということが分かってしまったということは非常に大きな問題であり、かつ、もう一つの問題は、これ

は内部から告発があったのではなくて、外部からされたということです。つまり、請負先から連絡があった。ここには要するに、中での自浄作用がなかったという形になりますので、非常に深刻なことになりますから、そういうことについてのきちんとした組織としての対策です。これは、単なる統計部局の問題ではなくて、それを超えた、やはりきちんとした対処なり何なりをしていただきたいと思います。だから、この形で私としては報告を認めることはできません。皆様はいかがですか。

○**川崎委員** すみません。私ばかりコメントして恐縮ですが、まず最初に、直接コメントさせていただく前に、先ほど委員長がおっしゃったように、現在の担当局長をはじめ関係の皆様がこれだけ丁寧に調べてここで御説明いただいたことに対しては、丁寧な調査、また御説明に感謝したいと思います。その点は本当に、問題に対しての対処としては適切にやっけていただいているとは思いますが、ただ内容としてどうかという問題であろうかと思えます。

今の4ページ目の文章のところをどう書くかというのが、納得がいくかというのは、私自身は微妙なところであると受けとめております。記述されていることについては、恐らく正直に、聞き取られたとおりに書かれたということなのかと思っております。つまり、その当時の認識がこうだったということを書かれているようで、当時、そう思われていたのであれば、そのような事実を確認されたものとしてはやむを得ないのかと受けとめたところではあります。ただ、それをどう評価するかが問題です。この認識を、あくまでもつじつま合わせ、あるいは実態に近づける目的であったというのは、これは誤っていたという御判断を是非していただきたいと思えます。それは1点申し上げたいです。

それからもう一点、少し委員長の御質問の趣旨から離れるかもしれませんが。私はもう一つ感じますのは、再発防止策、改善策はいろいろよくお考えいただいていると思うのですが、もう一点、もう少し文書化あるいは文書の保存について述べていただくということがあるべきではないかということを感じました。といいますのは、統計というのは過去を記録したものとして、ずっと未来永劫、残っていくわけです。それで、いろいろな統計、この統計調査がどこまで後々使われるのか私はよく分かりませんが、基幹統計などではかなり後々、もう何十年前でも、あのときの数字というのはどうやって作ったのですかと聞かれることがよくあります。そういう意味では、どういう方法で、どうしてここでこんな処置が行われたのかというのは、やはり記録をきちんと残していただく。そして、統計の作成方法については、利用者にとっても必要な情報なので、それを適切に開示していただくというのが必要なことなのだと思います。その点では、ある程度、そのニュアンスは、この中の最後の紙に入っているのですが、もう少しそこら辺を明確に宣言していただく必要があるのではないかと私は感じました。

○**西村委員長** どうもありがとうございました。それでは、ほかにいかがでしょうか。白波瀬委員。

○**白波瀬委員** 少し基本的なところで質問させていただきたいのですけれども、何が起こったのかということの事実をこういう形でお示しいただいたことについては私も重要だと思うのですが、報告書をどういう形でどこまで期待するかということも含めまして、ど

うしてこういうことが起こってしまったのかというか、若干、分析と申しますか、もう少し踏み込んだ形でお示しいただかないと、それに対する対応が何に対する対応なのかというのが少し見えにくい。

あと、そもそも論で、委員長もすごくおっしゃった点で、やはりデータ改善というのは、足元の倫理、いわゆる我々が言う調査倫理などという問題なのですけれど、それへの言及が本当になくて、管理、管理という形になっているのですけれど、果たしてそのことが有効な対応になるのかというのも、少し私は疑問が残るところでございまして、やはり実態に合わせて出さなければいけないようなプレッシャーがもしかしたらあって、何でそんな妙なプレッシャーが出てきたのかということで、実態ということと、やはり統計というのは出しっ放しではなくて、説明が必要だということだと思っております。その、説明が必要なのにもかかわらず、その説明するだけの余力というのがなかったというのも、もしかしたらあったかもしれない。つまり、やはり統計に対する組織的な重要さの共有というのが足元のところで少なかったのではないかという印象を受けたので、そういうことも含めて、多分、委員長がおっしゃっているように、これでは受け取れないということにつながるのかという感想を持ったのです。少し、事実の羅列で、はい、これでやめますということもすごく、私はある意味ではジャンプがあるような気もするのですけれども、少しその辺りも説明をお願いできればありがたいと思います。以上です。

○西郷委員 関連することなのですけれど、今、白波瀬委員がおっしゃったこととかなり関連することですので、併せて意見を述べさせていただきたいと思っております。改善の取組ということに関して、いわゆる倫理というのですか、精神論というか、襟を正すという色調が強いのですけれども、私は技術的な問題というのがかなり色濃く入っているのではないかと思います。先ほどおっしゃっていただいた問題点、技術的には2つございまして、1つは母集団名簿の更新という部分です。それから無回答の処理というのをどうするのか。これはどちらも、普通の統計調査でふんだんに発生していることなのです。それに対して対応するというときに、昔は、この調査は、確か私が聞いた話では、いわゆる昔の旧調査統計部、今の調査統計グループ、要するに統計作成部局がそれを担っていた。それが、いつだったか、少し正確に覚えていませんけれども、恐らく旧通商産業省、今の経済産業省の中の統計リソースの配分という中で、これは母集団サイズで七百幾つというところですから、恐らくは原局の方に、調査統計グループの中ではなくて、原局の方でも多分できるだろうということから、所管が調査統計グループから原局の方に移行された。そのこと自体は、経済産業省の中のリソースの配分ということで、一種の判断だとは思いますが、その過程で、調査のやり方であるとか母集団名簿の更新であるとか、あるいは無回答の処理や何かのやり方が、調査統計グループの管理あるいはモニターできない部分、あるいは統計委員会の枠の外に出てしまって、それをモニターする機会というのが全然失われてしまった。その中で、非常に専門的な知識を必要とするような事柄であるにもかかわらず、専門家への意見、情報提供とか相談とか、そういうことが行われずに今日まで来てしまったという、そこのところが一番問題なのではないかと思っています。ですから、今後の対策というときに、襟を正すということは非常に重要ではあるのですけれども、もっ

と技術的な部分に関してどのようにこれに対応していくのかということがきちんと書かれていないと、少しこのままで今後の改善策というふうには私自身は受け取れないと思っています。

あともう一点だけ、これも白波瀬委員と同じ意見なのですけれども、統計調査をなくしてしまって大丈夫なのでしょうか。この調査を廃止しますということだったのですけれども、本当にそんなに簡単に結論を出してよいことなのかというのは、私も大きな違和感を感じます。以上です。

○北村委員 今の御意見と近いのですけれども、白波瀬委員の議論で、原因を探ることが大事だということと、そもそもいつごろからこういうことが起こったのかということとを調べないといけないのではないかと思うわけです。それで、この文章を見ると、3年間保存なので、それ以前のは捨ててしまいましたとか、行政文書は5年間の保存なので、それ以前のは分かりませんということで逃げていらっしゃるのですけれども、たった5年前の話ですから、そこにいた担当の方もいらっしゃるでしょうし、それからそれを請け負った業者も分かっているはずですから、本当にいつごろから始まったのかということとをたどるといことは、やはりされるべきであって、3年前のこと以前のことは一切分かりません。それを担当した人も誰だったかも全然分かりませんというのは、実際、組織としては説明されていることにならないのではないかと思うわけです。ですから、そういうことをきちんとたどられて、原因が分かって、そもそも何らかのプレッシャーがあつてとか、それから回答がなかなか得られなくてとか、いろいろな工夫の中でできたとか、それなりの理由はあるとは思うのですけれども、そういうことを明らかにした上で対応策を考えていただかないと、なかなかこちらとしては、どうしてこういうことが起こったのかということとは理解できないと思います。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 最後のページの再発防止策につきまして、どちらかというところ、これは検収、セルフチェック、あるいはマニュアルということで、内部での体制を強化するというところで、これは非常に重要かと思うのですけれども、一方で、内部でのチェック体制に加えて、今回の件でも外部からの指摘だったので、統計担当部局外の人から、定期的とは言わないまでも、抜き打ちでチェックできるような、第三者によるチェック制度を作ると、より実効的ではないかと思えます。

○西村委員長 ありがとうございます。どうぞ、嶋崎委員。

○嶋崎委員 私も各委員の御意見と全く同感でございます。また、今回、請負業者の担当者からの指摘ということで、これを見る限り、請負業者は1か年以外は同じです。恐らく請負業者もそこへの疑義等々があつて、今回の通報ということになったと思います。各委員の御指摘のとおり、もう少し当初のところから遡って御報告いただきたいと思えます。また、調査結果、2ページ以降ですが、読み解くのが非常に難解です。時点が行ったり来たりしておりますので、その辺りをもう少し整理して、分かりやすい報告書にさせていただければと思えます。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかの御意見はございますか。

以上の意見を踏まえて、これはベストエフォートでとしか言いようがないのですが、やはり事の重大性から見て、何度も言いますが、過去に起こったことの報告に比べればはるかに詳しい報告書は出していただいたのですが、出していただいた報告書を見ると、やはり本質が何だったのかというのはまだ分からないという状況になっているということがありますので、委員の御意見を入れる形で、もう一回、報告書を提出していただきたいと思えます。それで、その時には、当然ですが、先ほど言いましたように、この問題の深刻さを踏まえて、組織としての対応をきちんと考えていただくという形にしないと、これは国民に対して説明がつかないという形になりますので、よろしくお願ひしたい。では、以上でこの件については終わる形にしたいと思えます。

それでは、本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は2月23日、木曜日の10時から開催する予定です。具体的な場所も含め詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第105回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。